

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者による高齢者虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省で定める事項を公表するものとするものとされています（高齢者虐待防止法第25条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県・市町村における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することにより、これらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません（ただし、高齢者虐待等により、介護保険事業所としての指定取消（全部停止、一部停止を含む）が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公示します。また、有料法人ホームにおける高齢者虐待等により改善命令や事業の制限または停止命令が行われたときは、老人福祉法に基づきその旨を公示します）。

公表の対象となる養介護施設等は、市町村または都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、高齢者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事例
- ② 市町村及び都道府県が協働で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例

以上の事例を対象とし、次の項目について集計したうえで、公表します。

都道府県が公表する項目

① 高齢者虐待の状況

- ・ 高齢者の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）
- ・ 高齢者虐待の類型

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、 心理的虐待、性的虐待、経済的虐待
--

② 高齢者虐待に対して取った措置

③ その他の事項（厚生労働省令で規定）

- ・ 施設・事業所の種別類型
- ・ 虐待を行った養介護施設従事者等の職種